

## 【 札幌ポプラ会規約 】

(名称・所在地)

第1条 この会は、北海道自閉症協会札幌分会（通称）札幌ポプラ会（以下ポプラ会と言います。）といい、事務所を会長宅におきます。

(目的)

第2条 ポプラ会は、社団法人日本自閉症協会の定款に基づき、札幌および近郊都市に生活する自閉症児・者が、人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を守り、本人とその家族の福祉の増進を目的に活動します。

(事業)

第3条 ポプラ会は前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 自閉症児・者の医療、教育、福祉、労働に関する情報収集、研修等
- (2) 自閉症に関する正しい知識及び理解の普及、並びに啓発
- (3) 会員への情報提供
- (4) 専門家、関係機関等との協力及び連携
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 ポプラ会は正会員によって構成されます。

正会員は、自閉症児・者の家族と本人、並びに自閉症を理解し、活動に参加、支援、賛同する個人および団体とします。

- 2 正会員は、ポプラ会の目的を達成するために、北海道自閉症協会及び社団法人日本自閉症協会の活動に参加することとし、両協会の活動に必要な負担金等を負担しなければなりません。
- 3 なお、団体の入会にあたっては、役員会の承認を要します。

(運営)

第5条 ポプラ会は、総会と役員会によって運営されます。

- (1) 総会は役員選出、事業報告および会計報告、事業計画、予算の審議、規約の改廃、並びにその他重要事項を決めます。
- (2) 役員会は総会決議事項の具体化を計り、年度計画、予算の執行、組織の見直しなど、会運営に係わる重要事項を審議します。

(総会)

第6条 定期総会は年に1回開催し、役員会が必要と認めた時には会長名をもって臨時総会を開催する事ができます。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席（委任状の提出を含む）により成立します。
- 3 総会事項の決定は、総会出席者の過半数の賛成をもって承認されます。

(役員)

第7条 役員については以下のように定めます。

- (1) 正会員の中から会長1名、副会長2名以内、事務局長1名、会計2名、および役員7名程度（人数は特に定めません）をおきます。
- (2) 任期は2年とし再任を妨げません。
- (3) 新役員の選出方法は、毎年秋に会報を通じて公募します。これに応じた者は直後から補佐的に役員活動に参加することができますが、この時点では役員会重要事項の決定権はありません。その後、次の総会で役員として承認を得て決定します。

- (4) 会長選出は役員会にて推薦、総会において承認を得て決定します。
- (5) 会長はポプラ会を代表し会務を総括します。

(監事)

- 第8条 ポプラ会は第7条の役員とは別に正会員より2名の監事をおきます。総会にて会長が委嘱します。
- 2 監事の任期は1年とし、再任はしないこととします。

(会計)

- 第9条 会計については以下のように定めます。
- (1) 会の運営経費は会費、各種助成金、寄付金等をあてます。会費は別途(細則)に定めます。
  - (2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。
  - (3) 決算は監事による監査を経たのち、総会の承認を必要とします。

(専門部会・実行委員会等)

- 第10条 会は第2条の目的を達成するために、必要な場合は役員会の議決を得て、専門部会、実行委員会等を設けることができます。(別にガイドラインを定めます)

(規約の変更)

- 第11条 この規約の改廃は、役員会の議決を経て総会で審議して決めます。

(その他)

- 第12条 この会の運営上必要なことで、規約に定めのない事項は、役員会で協議のうえ決定します。ただし、重要事項については次期総会で審議して承認を得る必要があります。

## 【 札幌ポプラ会細則 】

(会費)

第1条

- 1. この会の会費は以下のとおりです。
    - 個人会員：入会金(3,000円)、会費(500円×年度末3月までの月数) ・年会費6,000円
    - 団体会員：入会金(6,000円)、会費(1,000円×年度末3月までの月数) ・年会費12,000円なお年会費のうち2,200円については、一般社団法人日本自閉症協会へ納入されるポプラ会としての負担金に充当され、北海道自閉症協会を通じて納入されます。  
また、年会費のうち1,000円と、入会金については、北海道自閉症協会へ納入されるポプラ会としての会費に充当されます。
  - 2. 会費は1年分の前納制とし、(個人正会員の場合、年会費6,000円を)会報による納入案内に従って、郵便振替口座に振り込み納入します。ただし、中途入会者は入会月から、3月までの月数分の会費を納入します。
  - 3. 中途退会者への返金はしません。
  - 4. 退会の申し出がなく、会費を6か月分(10月1日現在で今年度6か月分)以上未納の者は、退会の意思表示があったものとし、会員名簿より削除します。ただし、未納の会費については、請求の上、清算いただきます。
  - 5. 本人申し出による退会又は上記4により退会扱いとなった後、再入会する者は、新入会扱いとなり入会金も再度支払うこととなります。
- 第2条 会員の入会手続きは、入会申込み書に必要事項を記入し、入会受け付け担当役員にFAX(または郵送、メール等)し、入会金と年会費の入金を会計担当者が確認した時点で完了します。  
退会は前条4に該当する場合を除き、FAX(または郵便、メール等)による申し出で行います。

(弔慰金)

第3条 正会員及び自閉症児・者本人が死亡した場合の弔慰金の有無は役員会で議決します。贈る場合の最高額を1万円とします。

### 【専門部会・実行委員会ガイドライン】

#### 1. 専門部会

- 1) 特定の条件を持った正会員が数名以上集まり、会の中に部会を作ることができます。
  - 2) 部会の活動内容は部会内での協議により独自に決めることができます。
  - 3) 部会の代表者を1名選出します。任期は特に設けません。
  - 4) 部会の代表者は役員会に出席し、活動計画の承認を得るとともに活動報告をします。(書面による報告でも可)
  - 5) 部会内で外部の専門家の協力(勉強会講師、助言等)を依頼する場合、会長名・会長印のある依頼文書を必要とします。この時の謝礼については役員会の協議により決定します。
  - 6) 講師謝礼、会場費等の費用はポプラ会から支出します。また、活動により利益が出た場合は、ポプラ会の財源に入れます。
  - 7) 必要がある場合、役員会の承認を得た上で、別途会費を参加者から徴収することができます。
- ※ 部会の例として考えられるものは高機能部会、幼児小学校部会、成人部会、おやじの会、きょうだい会、地域部会、専門家部会等々です。

#### 2. 実行委員会

- 1) 特定の催し物・活動を行うために、正会員が数名以上集まり目的履行のための実行委員会を作ることができます。
- 以下2) 3) 4) 5) 6) 7) は、1の部会のガイドラインに準じます。
- 8) 特定の活動に対して財団や行政からの助成金や補助金を得られた場合は、会場費等使える部分にはそれを充てます。この場合、実行委員会内でポプラ会とのパイプ役になる会計を別に作り、支出と収入の管理をし、収益があった場合はポプラ会会計の摘要欄に入れます。
- ※ 実行委員会の例として考えられるものは、TEACCHトレーニングセミナー誘致実行委員会、夏祭り実行委員会、啓発冊子作成実行委員会等々です。

### 【最近の改定履歴】

◎平成27年5月23日に改正

◎令和2年5月16日に改正